

分類別熱中症対策事例

2.作業管理

①作業時間の短縮等

【概要】作業の休止時間及び休憩時間を確保し、高温多湿作業場所での作業を連続して行う時間を短縮すること、身体作業強度（代謝率レベル）が高い作業を避けること、作業場所を変更すること等の熱中症予防対策を、作業の状況等に応じて実施するよう努めること。（出典 厚生労働省「職場における熱中症予防基本対策要綱の策定について」）

■作業時間帯の変更

- 公表されている翌日の暑さ指数の予測値を見て、作業時間変更を元請に依頼・提案をしている。（建設業）

■休憩時間

- WBGT 値が高い場合は、現場の状況に応じて、現場責任者の判断で昼休憩の延長（11 時～14 時）や休憩頻度を増やすなどの対応をしている。（建設業）
- WBGT 値が高い場合は、休憩時間を総計 30 分延長している。（建設業）
- WBGT 値が高い場合は、休憩時間を分散する。例えば、午前休憩（30 分）は通常：10:00～10:30 であるが、高温の場合は 9:00～9:10、10:00～10:10、11:00～11:10 と 3 回に分散して休憩させている。（建設業）

■作業内容の変更

- 熱中症予防のため、従業員個々人の年齢、熟練度、体調、暑熱順化等に応じて、暑い昼間の作業を避けるなどの、作業内容の組み換えを実施している。（建設業）
- WBGT 値が高い場合は、職長の判断で元請に報告・相談し、工程調整した上で、リスクの低い作業に変更している。（建設業）
- WBGT 値が高い場合は、負荷の高い作業は人員を増やす又は涼しい時間帯に作業を変えるなど、係長・職長が配慮している。（製造業）
- 作業中の体調悪化等を想定し、元請と調整の上、極力、一人作業がないように作業配置を行っている。（製造業）
- 単独作業はリスクが高いため、特に高齢者や持病の有る労働者については二人一組で作業するようにしている。（建設業）